

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年2月27日

【会社名】 株式会社ほぼ日

【英訳名】 Hobonichi Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 糸井 重里

【本店の所在の場所】 東京都港区北青山二丁目9番5号

【電話番号】 03(5770)1101（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役 篠田 真貴子

【最寄りの連絡場所】 東京都港区北青山二丁目9番5号

【電話番号】 03(5770)1101（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役 篠田 真貴子

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

募集金額	
ブックビルディング方式による募集	478,125,000円
売出金額	
(引受人の買取引受による売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	345,000,000円
(オーバーアロットメントによる売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	138,000,000円

(注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額です。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年2月13日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集250,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成29年2月24日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し210,000株(引受人の買取引受による売出し150,000株・オーバーアロットメントによる売出し60,000株)の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項並びに「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 5 役員 の状況」及び「第二部 企業情報 第6 提出会社の株式事務の概要」の記載内容の一部を訂正するため、また、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等」、「第四部 株式公開情報 第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」及び「第四部 株式公開情報 第3 株主の状況」に注記を追加するため、さらに、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4. 親引け先への販売について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

2 募集の方法

3 募集の条件

(2) ブックビルディング方式

4 株式の引受け

5 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

第2 売出要項

1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)

3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)

募集又は売出しに関する特別記載事項

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

3. ロックアップについて

4. 親引け先への販売について

第二部 企業情報

第4 提出会社の状況

5 役員 の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

第6 提出会社の株式事務の概要

第四部 株式公開情報

第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況

第3 株主の状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___ 罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	250,000 (注) 2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。単元株式数は100株です。

- (注) 1. 平成29年2月13日開催の取締役会決議によっています。
2. 発行数については、平成29年2月24日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 当社は、みずほ証券株式会社に対し、上記発行株式数のうち2,500株を上限として、福利厚生を目的に当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定です。
 なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)です。
5. 上記とは別に、平成29年2月13日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式60,000株の第三者割当増資を行うことを決議しています。
 なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	250,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。単元株式数は100株です。

- (注) 1. 平成29年2月13日開催の取締役会決議によっています。
2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 当社は、みずほ証券株式会社に対し、上記発行株式数のうち2,500株を上限として、福利厚生を目的に当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請しています。みずほ証券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先(親引け先)の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。
 なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)です。
4. 上記とは別に、平成29年2月13日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式60,000株の第三者割当増資を行うことを決議しています。
 なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(注) 2. の全文削除及び3. 4. 5. の番号変更

2 【募集の方法】

(訂正前)

平成29年3月7日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成29年2月24日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	250,000	488,750,000	264,500,000
計(総発行株式)	250,000	488,750,000	264,500,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されています。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額です。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成29年2月13日開催の取締役会決議に基づき、平成29年3月7日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額です。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,300円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は575,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされています。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成29年3月7日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成29年2月24日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(1,912.50円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	250,000	478,125,000	264,500,000
計(総発行株式)	250,000	478,125,000	264,500,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されています。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額です。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成29年2月13日開催の取締役会決議に基づき、平成29年3月7日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額です。
5. 仮条件(2,250円~2,350円)の平均価格(2,300円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は575,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされています。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成29年3月8日(水) 至 平成29年3月13日(月)	未定 (注) 4.	平成29年3月15日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成29年2月24日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年3月7日に引受価額と同時に決定する予定です。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定です。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定です。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成29年2月24日開催予定の取締役会において決定される予定です。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成29年3月7日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金です。なお、平成29年2月13日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成29年3月7日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しています。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成29年3月16日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定です。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、平成29年2月28日から平成29年3月6日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能です。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針です。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	1,912.50	未定 (注) 3.	100	自 平成29年 3月 8日(水) 至 平成29年 3月13日(月)	未定 (注) 4.	平成29年 3月15日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、2,250円以上2,350円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年3月7日に引受価額と同時に決定する予定です。

当該仮条件は当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定です。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(1,912.50円)及び平成29年3月7日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金です。なお、平成29年2月13日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成29年3月7日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しています。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、平成29年3月16日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定です。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 申込み在先立ち、平成29年2月28日から平成29年3月6日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能です。
販売に当たっては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針です。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が会社法上の払込金額(1,912.50円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成29年3月15日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
SMB Cフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号		
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目3番6		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
計		250,000	

- (注) 1. 平成29年2月24日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定です。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(平成29年3月7日)に元引受契約を締結する予定です。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針です。
 4. マネックス証券株式会社の住所は、平成29年2月20日より、「東京都港区赤坂一丁目12番32号」に変更される予定です。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	210,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成29年3月15日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	12,000	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	8,000	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	4,000	
SMB Cフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号	4,000	
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目3番6	4,000	
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号	4,000	
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	4,000	
計		250,000	

- (注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成29年3月7日)に元引受契約を締結する予定です。
 2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針です。

(注) 1. 4. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
529,000,000	20,000,000	509,000,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,300円)を基礎として算出した見込額です。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれていません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものです。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
529,000,000	20,000,000	509,000,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(2,250円~2,350円)の平均価格(2,300円)を基礎として算出した見込額です。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれていません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものです。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額509,000千円については、「1 新規発行株式」の(注)5.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限126,960千円と合わせた、手取概算額合計上限635,960千円について、既存のサービスの拡充、及び、既存サービスとは異なるコンセプトの新事業立ち上げに必要な人件費及び、システム開発者及びクリエイター等の外部の協力者への人件費(=業務委託費)等、その他諸費用に充当する予定です。具体的には、以下の通りです。

(略)

(訂正後)

上記の手取概算額509,000千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限126,960千円と合わせた、手取概算額合計上限635,960千円について、既存のサービスの拡充、及び、既存サービスとは異なるコンセプトの新事業立ち上げに必要な人件費及び、システム開発者及びクリエイター等の外部の協力者への人件費(=業務委託費)等、その他諸費用に充当する予定です。具体的には、以下の通りです。

(略)

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

(訂正前)

平成29年3月7日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札による売出し		
	入札方式のうち入札によらない売出し		
普通株式	ブックビルディング方式	150,000	東京都港区 糸井 重里 75,000株 東京都世田谷区 山本 英俊 75,000株
計(総売出株式)		150,000	345,000,000

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されています。

2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,300円)で算出した見込額です。

4. 売出数等については今後変更される可能性があります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一です。

6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされています。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成29年3月7日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札による売出し			
	入札方式のうち入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング方式	150,000	345,000,000	東京都港区 系井 重里 75,000株 東京都世田谷区 山本 英俊 75,000株
計(総売出株式)		150,000	345,000,000	

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されています。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、仮条件(2,250円~2,350円)の平均価格(2,300円)で算出した見込額です。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一です。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされています。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

種類	売出数(株)		売出価額の 総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び 氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	60,000	138,000,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 60,000株
計(総売出株式)		60,000	138,000,000	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しです。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成29年2月13日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式60,000株の第三者割当増資の決議を行っています。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されています。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,300円)で算出した見込額です。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一です。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の 総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び 氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	60,000	138,000,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 60,000株
計(総売出株式)		60,000	138,000,000	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しです。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成29年2月13日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式60,000株の第三者割当増資の決議を行っています。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されています。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件(2,250円～2,350円)の平均価格(2,300円)で算出した見込額です。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一です。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である系井重里(以下「貸株人」という。)より借入れる株式です。これに関連して、当社は、平成29年2月13日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式60,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しています。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりです。

(1)	募集株式の種類及び数	当社普通株式 60,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 (注) 2.
(4)	払込期日	平成29年4月17日(月)

(注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、平成29年2月24日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定です。

2. 割当価格は、平成29年3月7日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定です。

(以下省略)

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である系井重里(以下「貸株人」という。)より借入れる株式です。これに関連して、当社は、平成29年2月13日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式60,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しています。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりです。

(1)	募集株式の種類及び数	当社普通株式 60,000株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき1,912.50円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 (注)
(4)	払込期日	平成29年4月17日(月)

(注) 割当価格は、平成29年3月7日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定です。

(以下省略)

(注) 1. の全文及び2. の番号削除

3. ロックアップについて

(訂正前)

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である系井重里、売出人である山本英俊及び当社株主である池田あんだ、小泉絢子、細井潤治、篠田真貴子、永田泰大、上田淳子、小池敕夫及び後藤和年は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後90日を経過する日（平成29年6月13日）までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却は除く。）等を行わない旨合意しています。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日を経過する日（平成29年9月11日）までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成29年2月13日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当等を除く。）等を行わない旨を合意しています。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しています。

(訂正後)

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である系井重里、売出人である山本英俊及び当社株主である池田あんだ、小泉絢子、細井潤治、篠田真貴子、永田泰大、小池敕夫及び後藤和年は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後90日を経過する日（平成29年6月13日）までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却は除く。）等を行わない旨合意しています。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日を経過する日（平成29年9月11日）までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成29年2月13日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当等を除く。）等を行わない旨を合意しています。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しています。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡日（当日を含む。）後180日目の日（平成29年9月11日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定です。

(訂正前)

記載なし

(訂正後)

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	ほぼ日従業員持株会(理事長 元木 恵里) 東京都港区北青山2-9-5
b. 当社と親引け先との関係	当社の従業員持株会です。
c. 親引け先の選定理由	従業員の福利厚生のためです。
d. 親引けしようとする株式の数	未定(「第1 募集要項」における募集株式のうち、2,500株を上限として平成29年3月7日(発行価格等決定日)に決定される予定です。)
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みです。
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は払込みに要する資金として、従業員持株会における積立金の存在を確認しています。
g. 親引け先の実態	当社の従業員で構成する従業員持株会です。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格等決定日(平成29年3月7日)に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式 数の割合 (%)	本募集及び引 受人の買取引 受による売 出し後の所有株 式数(株)	本募集及び引受人 の買取引受による 売出し後の株式総 数に対する所有株 式数の割合(%)
糸井 重里	東京都港区	720,000	35.78	645,000	28.51
池田 あんだ	東京都目黒区	480,200 (200)	23.86 (0.01)	480,200 (200)	21.23 (0.01)
山本 英俊	東京都世田谷区	401,900	19.97	326,900	14.45
ほぼ日従業員持株会	東京都港区北青山 2-9-5	278,100	13.82	280,600	12.40
笠井 宏明	千葉県松戸市	21,800	1.08	21,800	0.96
小泉 絢子	東京都渋谷区	21,800	1.08	21,800	0.96
細井 潤治	東京都世田谷区	21,800	1.08	21,800	0.96
篠田 真貴子	東京都新宿区	20,000	0.99	20,000	0.88
永田 泰大	東京都江東区	20,000	0.99	20,000	0.88
上田 淳子	東京都品川区	5,000	0.25	5,000	0.22
計	—	1,990,600 (200)	98.93 (0.01)	1,843,100 (200)	81.47 (0.01)

- (注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年2月13日現在のものです。
2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年2月13日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け(2,500株を上限として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しています。
4. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数です。
5. 上田 淳子氏は、平成29年2月20日に逝去されましたが、株主名簿管理人から取得した平成29年1月11日時点の異動報告一覧上の名義で記載しています。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

第二部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

5 【役員の状況】

(訂正前)

男性6名 女性3名（役員のうち女性の比率33.3%）

(略)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	-	上田 淳子	昭和43年7月2日	平成3年4月 平成9年11月 野村證券株式会社入社 ゴールドマン・サックス証券会社 入社 平成23年10月 株式会社ウイングル(現 株式会 社LITALICO)入社 平成26年4月 当社入社 平成26年6月 当社監査役就任(現任)	(注)4	5,000
監査役	-	小池 敕夫	昭和10年1月17日	平成6年6月 新日本ファイナンス株式会社 代表取締役副社長就任 平成7年6月 同社常勤監査役就任 平成10年5月 同社顧問就任 平成14年6月 フィールズ株式会社監査役就任 (現任) 平成19年9月 当社監査役就任(現任)	(注)4	2,000
監査役	-	後藤 和年	昭和26年8月15日	昭和49年4月 平成14年4月 平成15年4月 平成17年4月 丸紅株式会社入社 丸紅欧州会社CFO就任 丸紅株式会社監査役室長就任 丸紅米国会社Chief Risk Officer 就任 平成20年4月 シャープ株式会社入社 平成22年4月 同社執行役員法務本部長就任 平成25年7月 株式会社ワコム入社 同社法務部 長就任 平成27年11月 当社監査役就任(現任) 平成28年5月 株式会社エムティーアイ コーポ レート・サポート本部法務室顧問 就任(現任)	(注)4	2,000
計						1,214,500

- (注) 1. 取締役 山本 英俊は、社外取締役です。
 2. 監査役 小池 敕夫及び監査役 後藤 和年は、社外監査役です。
 3. 取締役の任期は、平成28年8月期に係る定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。
 4. 監査役の任期は、平成28年8月期に係る定時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。

(訂正後)

男性 6 名 女性 2 名（ 役員のうち女性の比率25.0% ）

(略)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	-	小池 勲夫	昭和10年 1月17日	平成 6年 6月 新日本ファイナンス株式会社 代表取締役副社長就任 平成 7年 6月 同社常勤監査役就任 平成10年 5月 同社顧問就任 平成14年 6月 フィールズ株式会社監査役就任 (現任) 平成19年 9月 当社監査役就任(現任)	(注) 4	2,000
監査役	-	後藤 和年	昭和26年 8月15日	昭和49年 4月 丸紅株式会社入社 平成14年 4月 丸紅欧州会社CFO就任 平成15年 4月 丸紅株式会社監査役室長就任 平成17年 4月 丸紅米国会社Chief Risk Officer 就任 平成20年 4月 シャープ株式会社入社 平成22年 4月 同社執行役員法務本部長就任 平成25年 7月 株式会社ワコム入社 同社法務部 長就任 平成27年11月 当社監査役就任(現任) 平成28年 5月 株式会社エムティーアイ コーポ レート・サポート本部法務室顧問 就任(現任)	(注) 4	2,000
計						1,209,500

- (注) 1. 取締役 山本 英俊は、社外取締役です。
2. 監査役 小池 勲夫及び監査役 後藤 和年は、社外監査役です。
3. 取締役の任期は、平成28年 8月期に係る定時株主総会終結の時から 1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。
4. 監査役の任期は、平成28年 8月期に係る定時株主総会終結の時から 4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。
5. 平成29年 2月20日、当社常勤監査役 上田 淳子が逝去し、同日をもって監査役を退任いたしました。同監査役の退任により、監査役が 2名となり法定員数を欠くこととなりますが、今後、監査役候補者の選定及び臨時株主総会の開催を行うことで監査役 1名を選任し、法定員数を確保する予定です。

監査役 上田 淳子の行を削除

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(前略)

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

(訂正前)

イ．企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

当社は会社法にもとづく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、業務をモニタリングする役割として内部監査担当を設置しており、これらの機関の相互連携によって適切な経営を図ります。

a. 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役6名（うち社外取締役1名）で構成されています。取締役会は必要な場合に迅速な意思決定ができるよう、月1回開催する定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。

b. 監査役・監査役会

当社の監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されています。監査役は取締役会その他の社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜発言しています。また、監査役は毎期監査計画を立案して監査を行い、毎月1回監査役会を開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催することがあります。また、効果的かつ効率的な監査の実施のため、内部監査担当及び会計監査人と定期的にコミュニケーションをもち、監査を行う上で有用な情報の共有化を図っています。

c. 内部監査

当社は現時点において小規模な組織体制であるため、独立した内部監査部署は設けておらず、代表取締役より任命された内部監査担当2名が内部監査を実施しています。内部監査担当者は、自己監査とならないように自己が所属する部署以外の監査を行っています。

d. 会計監査人

当社は、東陽監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されています。

(訂正後)

イ．企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

当社は会社法にもとづく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、業務をモニタリングする役割として内部監査担当を設置しており、これらの機関の相互連携によって適切な経営を図ります。

a. 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役6名（うち社外取締役1名）で構成されています。取締役会は必要な場合に迅速な意思決定ができるよう、月1回開催する定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。

b. 監査役・監査役会

当社の監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されています。監査役は取締役会その他の社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜発言しています。また、監査役は毎期監査計画を立案して監査を行い、毎月1回監査役会を開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催することがあります。また、効果的かつ効率的な監査の実施のため、内部監査担当及び会計監査人と定期的にコミュニケーションをもち、監査を行う上で有用な情報の共有化を図っています。

(注) 平成29年2月20日、当社常勤監査役 上田 淳子が逝去し、同日をもって監査役を退任いたしました。同監査役の退任により、監査役が2名となり法定員数を欠くこととなりますが、今後、監査役候補者の選定及び臨時株主総会の開催を行うことで監査役1名を選任し、法定員数を確保する予定です。

c. 内部監査

当社は現時点において小規模な組織体制であるため、独立した内部監査部署は設けておらず、代表取締役より任命された内部監査担当2名が内部監査を実施しています。内部監査担当者は、自己監査とならないように自己が所属する部署以外の監査を行っています。

d. 会計監査人

当社は、東陽監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されています。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	毎事業年度末日、毎年2月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1.	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱東京UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱東京UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱東京UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱東京UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱東京UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱東京UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 (注)1.
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としています。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載します。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 http://www.hobonichi.co.jp/
株主に対する特典	

(注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 当社株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めています。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(訂正後)

事業年度	毎年9月1日から 翌年8月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	毎事業年度末日、毎年2月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1.	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 (注)1.
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としています。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載します。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 http://www.hobonichi.co.jp/
株主に対する特典	

(注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 当社株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めています。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

(訂正前)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年2月12日	山本 英俊	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社の役員、大株主上位10名)	細井 潤治	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社の役員、大株主上位10名)	83	7,814,782 (94,154)	経営参画意識向上のため
平成28年2月12日	山本 英俊	同上	同上	上田 淳子	神奈川県川崎市中原区	同上	30	2,824,620 (94,154)	同上
平成28年2月12日	山本 英俊	同上	同上	後藤 和年	東京都江東区	特別利害関係者等(当社の役員)	20	1,883,080 (94,154)	同上

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）への上場を予定していますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成26年9月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第229条の3第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載するものとされています。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとされています。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされています。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされています。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされています。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりです。
- (1) 当社の特別利害関係者.....役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
修正簿価純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定しました。
5. 平成28年11月29日の取締役会決議により、平成28年12月22日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。上記移動株数及び価格は、当該株式分割前の移動株数及び価格を記載しています。

(訂正後)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年2月12日	山本 英俊	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社の役員、大株主上位10名)	細井 潤治	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社の役員、大株主上位10名)	83	7,814,782 (94,154)	経営参画意識向上のため
平成28年2月12日	山本 英俊	同上	同上	上田 淳子	神奈川県川崎市中原区	同上	30	2,824,620 (94,154)	同上
平成28年2月12日	山本 英俊	同上	同上	後藤 和年	東京都江東区	特別利害関係者等(当社の役員)	20	1,883,080 (94,154)	同上

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）への上場を予定していますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成26年9月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第229条の3第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載するものとするかとされています。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするかとされています。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされています。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされています。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされています。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりです。
- (1) 当社の特別利害関係者.....役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
修正簿価純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定しました。
5. 平成28年11月29日の取締役会決議により、平成28年12月22日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。上記移動株数及び価格は、当該株式分割前の移動株数及び価格を記載しています。
6. 上田 淳子氏は、平成29年2月20日に逝去されましたが、株主名簿管理人から取得した平成29年1月11日時点の異動報告一覧のとおり記載しています。

第3 【株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称		住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
系井 重里	1,2	東京都港区	720,000	35.78
池田 あんだ	1,5,6	東京都目黒区	480,200 (200)	23.86 (0.01)
山本 英俊	1,3	東京都世田谷区	401,900	19.97
ほぼ日従業員持株会	1	東京都港区北青山2-9-5	278,100	13.82
笠井 宏明	1	千葉県松戸市	21,800	1.08
小泉 絢子	1,3	東京都渋谷区	21,800	1.08
細井 潤治	1,3	東京都世田谷区	21,800	1.08
篠田 真貴子	1,3	東京都新宿区	20,000	0.99
永田 泰大	1,3	東京都江東区	20,000	0.99
上田 淳子	1,4	東京都品川区	5,000	0.25
ほぼ日役員持株会		東京都港区北青山2-9-5	3,600	0.18
大森 晃		神奈川県相模原市南区	2,000	0.10
小池 敕夫	4	神奈川県横浜市港南区	2,000	0.10
後藤 和年	4	東京都江東区	2,000	0.10
所有株式数200株の株主(60名)			12,000 (12,000)	0.60 (0.60)
計			2,012,200 (12,200)	100.00 (0.61)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等(大株主上位10名)
 - 2 特別利害関係者等(当社代表取締役)
 - 3 特別利害関係者等(当社取締役)
 - 4 特別利害関係者等(当社監査役)
 - 5 特別利害関係者等(当社代表取締役の二親等内の血族)
 - 6 当社従業員
2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数です。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しています。

(訂正後)

氏名又は名称		住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
系井 重里	1,2	東京都港区	720,000	35.78
池田 あんだ	1,5,6	東京都目黒区	480,200 (200)	23.86 (0.01)
山本 英俊	1,3	東京都世田谷区	401,900	19.97
ほぼ日従業員持株会	1	東京都港区北青山 2 - 9 - 5	278,100	13.82
笠井 宏明	1	千葉県松戸市	21,800	1.08
小泉 絢子	1,3	東京都渋谷区	21,800	1.08
細井 潤治	1,3	東京都世田谷区	21,800	1.08
篠田 真貴子	1,3	東京都新宿区	20,000	0.99
永田 泰大	1,3	東京都江東区	20,000	0.99
上田 淳子	1,4	東京都品川区	5,000	0.25
ほぼ日役員持株会		東京都港区北青山 2 - 9 - 5	3,600	0.18
大森 晃		神奈川県相模原市南区	2,000	0.10
小池 敕夫	4	神奈川県横浜市港南区	2,000	0.10
後藤 和年	4	東京都江東区	2,000	0.10
所有株式数200株の株主(60名)			12,000 (12,000)	0.60 (0.60)
計			2,012,200 (12,200)	100.00 (0.61)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の 番号は、次のとおり株主の属性を示します。

1 特別利害関係者等(大株主上位10名) 2 特別利害関係者等(当社代表取締役) 3 特別利害関係者等(当社取締役) 4 特別利害関係者等(当社監査役) 5 特別利害関係者等(当社代表取締役の二親等内の血族) 6 当社従業員

2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数です。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しています。

4. 上田 淳子氏は、平成29年2月20日に逝去されましたが、株主名簿管理人から取得した平成29年1月11日時点の異動報告一覧のとおり記載しています。